

1 奈良初枝議員

- 1 災害時の感染症対策について
- 2 空き家等対策促進に空き家等解体補助金制度の導入を



1 災害時の感染症対策について

昨年の第4回定例会において、災害発生時における避難所の運営に係わる女性対応支援や、ハザードマップの周知と再点検など質問しましたが、その後、降雨災害時の新たな洪水ハザードマップが掲載された岩内町防災ハンドブックが全戸に配布され、今般、多発している自然災害への対応として、今後、町民向けの説明会などによる情報発信が期待されます。

一方で、現在、世界的にも新型コロナウイルスが猛威を振るっており、国内においても、緊急事態宣言解除後、北九州市で第2波のクラスターが発生、北海道においては、休業要請も解除される中、5月29日に新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針が示され、今後に向けて引き続き、新しい生活様式や、事業者には感染症対策の7つのポイントの協力要請がなされるなど、長期戦の様相を呈しており、必要な対策を適時適切に講ずることができるよう万全の備えを用意しておくことも重要であります。

公明党はこうした観点から、第2次補正予算の編成に向けた提言では、1、事業継続と雇用を守り抜くさらなる支援策。2、暮らしを守り抜くさらなる支援策。3、医療と介護・障がい者福祉、保育サービスへのさらなる支援策。4、地方へのさらなる支援策。5、長期戦を見据えたさらなる備え。この5つの柱に沿って、第2次補正予算で追加措置すべき事項についてとりまとめ、政府に本提言内容を最大限に反映していただくとともに速やかな補正予算の提出を要請いたしました。

また、地方創生臨時交付金は家賃支援の別枠1兆円を含め、総額3兆円を提言。実情に合わせた仕組みづくりが必要と思います。

そのような中で、災害発生時における町の対応について、従来の避難所運営に加え、感染症対策も講じていかなければなりません。

全国的にも従来から避難所として利用している、体育館や公民館では、密閉、密集、密接のいわゆる3密が懸念されるほか、間仕切りの設置などによる収容人数減少への対応、避難者の体温測定、感染症を懸念した方の車中泊によるエコノミークラス症候群への対応、また、そういった対応のための備蓄品の整備など、夏場以降の台風の襲来も考慮すると、すべての項目とはならないまでも、早急な対応が必要であると考えます。

- 1、感染症対策のための災害備蓄品の想定、またその整備予定について。

- 2、感染症対策を踏まえた避難所の運営方法について。
- 3、避難時における持参すべき非常時持ち出し品など、感染症対策を想定した住民への周知についてです。

【答 弁】

町 長：

災害時の感染症対策について、3項目のご質問であります。

1項めは、感染症対策のための災害備蓄品の想定、また、その整備予定についてであります。

災害発生時における避難所の備蓄品につきましては、非常用保存食品や非常用洋式トイレ、防寒対策として、毛布、アルミ製簡易ブランケット、ポータブルストーブなど、災害の発生時期も踏まえた中で、想定される各備蓄品を計画的に購入しているほか、一昨年のブラックアウトを教訓として、非常用発電機や投光器を整備する品目に加えるなど、様々な事象に対応できるよう、整備する品目やその優先度等について、配意しているところであります。

ご質問の新型コロナウイルス感染症などへの感染症対策用備蓄品の想定につきましては、本年5月に改正された、北海道版避難所マニュアルにおいて、感染症対策用品として、新たに使い捨てマスクや、手指用消毒液、体温計、間仕切り、段ボールベッド、石けんやウェットティッシュ、使い捨て手袋などの品目が示されたところであり、そのうち、優先度等を考慮し、使い捨てマスク9千枚、手指用ポンプ式消毒液1リットル入り8本、消毒液20リットル入り7缶、非接触型体温計6個は備蓄が完了し、また現在、開会中の定例会に上程している補正予算の中で、間仕切りや段ボールベッド等の購入費用を計上しており、その他必要となる品目につきましては、順次整備する予定としております。

2項めは、感染症対策を踏まえた避難所の運営方法についてであります。

この度の新型コロナウイルス感染症において、感染を防止するうえで特に重要であるのが、密閉、密集、密接の、いわゆる3密を可能な限り防ぐこととされておりますので、先ほどの間仕切りや、段ボールベッドを活用し、人との間隔をできるだけ2メートル、最低でも1メートル空ける。また、マスクの着用、手指等の消毒、手洗い等の衛生対応の徹底や、十分な換気の実施など、避難者が安心して避難生活を送られるよう、これまでの避難所の運営方法に加え、避難所における感染症対策の強化を図ってまいります。

加えて、避難される方の健康管理についても重要であることから、受付段階での体温チェックや、エコノミー症候群が危惧される車中泊の避難者も含め、定期的な確認を行うとともに、避難所における感染症対策が確実に講じられるよう、避難所で従事する職員への指導等を徹底してまいります。

3項めは、避難時における持参すべき非常時持ち出し品など、感染症対策を想定した住民への周知についてであります。

北海道版避難所マニュアルにおいて、避難時、持参することが望ましいものとして、マスク、マスクがない場合はハンカチなど、体温計、アルコール消毒液、消毒液がない場合は、ウェットティッシュなどとされております。

これら避難所における感染症対策に係る、住民への周知につきましては、夏以降、大雨による降雨災害も想定されることから、広報紙の特集やホームページ、防災行政無線を活用した情報発信に加え、町内会・自治会とも連携し、適宜、住民への周知を行うよう努めてまいります。

2 空き家等対策促進に空き家等解体補助金制度の導入を

近年空き家が全国的に増加し、適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の面で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものもあり、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図りあわせて空き家等の活用を促進するため、平成27年5月に空き家等対策の推進に関する特別措置法、空家法が全面施行されました。

本町でも町内全域に空き家が確認されており、空き家に関する対策を総合的かつ計画的に図り、町民に広く周知することを目的として岩内町空き家等対策計画を策定しました。

平成25年度では全国約820万戸。本町の空き家の現状では、平成25年度住宅・土地統計調査における空き家率は、全国13.5%、北海道14.1%、本町は19.7%となっており、平成27年度に実施した空き家等の現状調査の結果、調査区域内において空き家の可能性が高いと判定された建物は416件であり、このうち適正な管理がなされていない特定空き家候補と判定された建物が106件あるとされ、空き家に関する課題では、特定空き家候補が町内の空き家全体の約4分の1を占めていることから、管理不全な空き家の解消に向けた取り組みの必要性があること、所有者は活用、売却、相続、税金、解体等様々な問題を抱えており、その内容に沿った解決のための支援の必要性がある等とあります。

なお、直近のデータとしては、平成30年度末では把握している空き家は346件、管理不全なものが194件と報告されています。

北広島市では、空き家対策からのまちづくりを考える講演会や空き家等の解体費用を補助し、土地を有効に活用していただくことにより、市内への定住促進を図っています。

事業期間を定め、予算に達し次第、終了とし、補助金の交付額は補助対象工事に要する経費の3分の1、上限30万円と決め、助成件数の予定数を定めています。

わが町でも、定住促進と空き地バンクの促進をさらに進めるために是非、解体補助制度の導入をと考えますが、町長のご所見を伺います。

【答 弁】

町 長：

全国的に増加している空き家問題については、空き家等が建っている土地の利活用が進まないことによる土地の有効活用にかかる弊害と、空き家等がそのまま放置され、建材などが風雨等により飛ばされることで、周囲に悪影響や防犯上の危険などを及ぼす空き家そのものに伴う弊害の、大きく2つに区分されるものと考えております

国が、空き家等対策を目的に整備した空き家等対策の推進に関する特別措置法においては、その目的として、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、と規定されているところであります。

こうしたことから、町における空き家等対策については、主としては、法の規定に基づき、空き家となっている建物に対する対策を基本と考え、平成28年6月に、法の規定に基づく協議機関として、岩内町空き家等対策協議会を設置し、協議会の協議を経て、平成29年4月に岩内町空き家等対策計画を策定、さらには、法の規定の補完として、平成30年9月に岩内町空き家等対策の推進に関する条例を制定するなど対策基盤を整え、それらの計画や規定に基づき、所有者に対し、空き家等の適切な管理のための情報提供や助言を行うべく、町内の空き家の現況調査や、その所有者への状況調査等を行っております。

その中で、周囲に悪影響を及ぼす可能性が高い危険な空き家等については、法の規定により改善の指導や勧告などの行政指導の対象となる、特定空き家と認定される前の段階において、条例に基づき、情報提供や助言として、所有者・管理者に対し、建物の適正管理の重要性と、その責務を理解していただくよう指導を行っているところであります。

しかしながら、既に所有者が亡くなり、遠方の親族が管理者になっているケースも多く、このような場合、修繕して活用するのではなく、解体したいとの意向が多く見受けられておりますが、その解体費用が多額であることが障壁となり、対策が進みにくい現状にあると認識しております。

こうした空き家については、解体を含めた管理責任は、あくまで個人財産としての所有者・管理者が担っているとの大前提で推し進める必要があることから、少しでも、危険な空き家の件数を減らすために、その後押しとして、空き家等の解体費用の一部補助を導入し、解体促進を図っている自治体が多くなってきております。

なお、昨年4月現在では、北海道内で56自治体、後志管内では5市町村において補助事業が実施され、管内5市町村における補助内容としては、概ね、解体費用の3分の1から2分の1、上限は30万円から50万円と設定されております。

町としても、これらの空き家等の解体により、周囲への悪影響等が解消される点、加えて解体後に生まれる土地において、住宅新築や空き地バンクへの登録など土地活用へ繋がる有用性からも、当該補助事業は一定の効果はあるものと認識しており、空き家対策としての効果に加え、事業の公平性や優先度、財源確保などの検討を進める中で、その方向性を示してまいりたいと考えております。